

2 犬保第25号
令和2年4月13日

犬山市国民健康保険運営協議会
会長 久世 高裕 様

犬山市長 山田 拓郎

犬山市国民健康保険における新型コロナウイルスに感染等した被用者に対する
傷病手当金制度の導入について（諮問）

犬山市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の諮問事項に
ついて貴運営協議会の意見を求めます。

記

【諮問事項】

- 1 国の求める「新型コロナウイルスに感染等した被用者に対する傷病手当金の支給制度」の創設について